団体名庄原市所属企画課他団体等との連携連絡先政策推進係 (0824)73-1112

取組事例名 まちづくりプランナー・モニター

取組期間

平成25年8月~

取組の概要 ~ 市民が主役のまちづくり(市民参画の推進)

庄原市では、市民が主役のまちづくりを更に進めるため、庄原市まちづくり基本条例を制定し、平成24年4月1日から施行しており、この基本条例で、まちづくりの基本原則としている参画と協働を推進するため、事前に登録した市民から、インターネットを利用してまちづくりの事業提案や事業の評価などをいただく「庄原市まちづくりプランナー・モニター事業」を開始した。

取組の背景 ~ 行政のみのアイデアで課題解決は困難

地域社会の変化、複雑、多様化する市民ニーズや厳しい中山間地域の諸課題に対し、行政のみが判断し企画、実行することは、課題解決につながりにくくなっている。

本市は、合併、人口の減少、厳しい財政状況により職員数も減少する中で、市民の参画を促す施策を検討していた。

取組のねらい ~ 市民が主役のまちづくり

市民のニーズに合った施策・事業の企画・立案等の参考とするため、より多くの市民から市政に対する提案や意見を募集する手段として、インターネットを活用した意見聴取を行うとともに、市民のまちづくりへの参加に向けた行動喚起(Call to Action)を行う。

取組の具体的内容 ~ インターネットを活用した市民意見聴取

1 概要

あらかじめ登録した市民(まちづくりプランナー・モニター(略称「プラモニ」))からインターネットを利用し、まちづくり等の市の施策・事業に係る課題解決策の提案や、市の事業に対する評価などをいただき、市政運営の参考にするもの。

2 登録資格

インターネットと電子メール(携帯電話を含む)が使用できる者のうち、次に該当する個人及び団体

個人…15歳以上の市内在住者又は市内への通勤・通学者 団体…市内の企業や団体(NPO,自治振興区など)

3 登録方法

インターネット登録又は文書(郵送含む。)により実名で登録 (平成26年6月30日現在の登録者数 64人)

4 募集期間

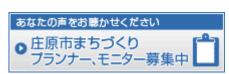
随時募集

5 行政評価への活用

市が実施している事務事業の評価(行政評価)を,市民の参画を得て行うこととしており,事業所管課による第1次評価の後の第2次評価では,行政経験を有する者などを市長が委嘱した行政評価委員会による評価(外部評価)のみでなく,プラモニから評価意見を聴取することにより,幅広い意見を参考に評価し、効率的かつ効果的な市政を推進する。

6 意見募集例

- ・ 行政評価対象事業(県立広島大学研究開発助成事業, 条件付一般競争入札執行事業,チャイルドシート購入 助成事業など)に対する評価意見
- 「広報しょうばら」に関するアンケート



市ホームページ・バナー

取組を進めていく中での課題・問題点 ~ 簡易なシステム構築と登録促進

1 システム構築

手軽に回答できる簡易なシステム構築を行うにあたり、費用をかけず、市職員の知識でメンテナンスが行えるシステムを検討した。

2 登録者の確保

事業の周知,登録促進策を検討・実施する必要がある。

創意工夫した点 ~ 既存システムの利用とノンインセンティブによる登録促進

1 システム構築

既に庄原市が利用している「広島県・市町共同利用型電子申請システム」を利用し、登録者の管理 及び意見聴取を行うことにより、最小の経費、労力でシステムを構築することが可能となった。

2 登録促進策

マスメディアや行政告知放送等による周知を行うとともに,地域商業者の協力により店舗にポスターを掲示し,登録促進を行った。

また、プラモニに庄原市PRロゴマークのピンバッチを配布し、登録に向けたインセンティブの付与と、登録者のモチベーションの向上を図った。

なお、登録による金銭的報償は設けないこととした。

取組の成果(効果) ~ 即時性のある意見聴取

1 市民意見の反映

インターネットを活用することにより、即時性のある意見聴取・集計が可能であり、施策への迅速な反映が可能となった。

これまでに、64人(個人:62A,法人等:2団体)の登録があり、まちづくり等に対する様々な提案を、市の施策の参考にしている。

2 行政評価での活用

行政評価では、ホームページにより詳細な資料を提供したことにより、プラモニからの積極的な評価意見の聴取を図ることができた。

3 行動喚起

多くの意見をいただくため、ホームページ等による市政情報の提供を充実させたことにより、市政への関心が高まり、まちづくりへの行動喚起の一助となった。

今後の展開 ~ 細やかな意見聴取

意見聴取の手法については確立されたが、今後は、より多くの登録者を確保することにより、現在の 諮問機関等による意見聴取の一部を代替できることを目標とする。

他団体へのアドバイス ~ 定期的な意見聴取と積極的な情報提供

実施に当たっては継続的に意見聴取を行うことが必要であり、全庁的に意見聴取のテーマを募るため 他部局との連携が重要と考える。